

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、特別児童扶養手当における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

大田区個人情報保護条例や大田区情報セキュリティ基本方針等に基づき、個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策について万全を期している。システム面の対策としては職員の業務権限の範囲を考慮してシステムへのアクセス権を割り振ることにより職員が必要な情報以外にはアクセスできないように管理し、そのIDごとに操作ログを記録するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和6年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による事務に基づき、東京都が支給する特別児童扶養手当に関する申請受付及び審査等に関する窓口業務として以下の業務を行う。</p> <p>①申請受付:主に以下4つの申請がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定:児童が新たに身体又は精神に障害を負った場合などや区外からの転入によって新たに支給資格が生じた場合 ・監護の有無、施設入所の有無で増額・減額申請が必要な場合 ・変更:受給者の住所などが変更した場合等 ・年齢到達などで消滅する場合 <p>②書類審査:申請者からの申請書類を審査する(庁内他部署や他団体から情報提供を受ける)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書記載内容、住記情報、所得情報を基に、支給資格審査を行う。(認定決定は、都が行う) <p>③認定及び通知:申請者への認定及び却下の通知を発送する。</p> <p>④手当支給:年3回、受給者の口座への振込。(都が行う)</p> <p>⑤現況届:毎年8月1日現在の状況を確認するため、特別児童扶養手当の受給者に現況届を送付し、郵送または窓口で受け付ける。提出された現況届に基づき、受給者の支給資格を確認し、都へ進達、都が8月分から翌年7月分までの手当の支給継続の有無を決定する。</p>
③システムの名称	子育て支援システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童支援情報ファイル、情報参照ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表の66の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第37条(特別児童扶養手当法関係)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報参照が出来る根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号、及び別表91の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第93条(特別児童扶養手当支給関連) <p><情報提供が出来る根拠法令> 情報提供は行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>こども家庭部 子育て支援課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1274</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

こども家庭部 子育て支援課
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14
電話:03-5744-1274

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月9日	表紙	平成27年12月25日		事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられ
平成28年6月9日	しきい値判断記録票 取扱者数 委事業者など	計画財政部情報システム課	企画経営部情報システム課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(人事異動のため)
平成28年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	後藤 清	杉村 由美	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(人事異動のため)
平成28年6月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月25日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成28年6月9日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月25日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成29年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	杉村 由美	浜口 和彦	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(人事異動のため)
平成29年6月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成29年6月9日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年5月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	浜口 和彦	中村 純子	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(人事異動のため)
平成30年5月24日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年5月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	中村 純子	子育て支援課長	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載項目変更)
令和1年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年5月24日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規追加	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載項目追加)
令和2年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和2年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和4年6月14日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報参照が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号、及び別表第二66の項	<情報参照が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号、及び別表第二66の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法律の改正のため)
令和4年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和6年9月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・別表第一の46の項 ・別表第一	・別表の66の項 ・別表	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二66の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条(特別児童扶養手当支給関連)	・別表91の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第93条(特別児童扶養手当支給関連)	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和6年9月20日	IIしきい値判断項目 1.対象者数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)